

ユニット型指定介護老人福祉施設 縁 JOY

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人相模福祉村が設置経営する短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、介護保険法、老人福祉法、相模原市条例及び関係法令に基づき、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- (1) 利用者の人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に利用者及びそのニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (2) 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- (3) 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- (4) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- (5) 居宅サービス・ケアプランが作成されている場合は、おおむね4日以上連続してご利用されている方に関しまして、当該計画に沿った短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画書を作成し、サービスを提供する。

(事業所の名称等)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 縁 JOY (以下、「事業所」という)
- (2) 所在地 神奈川県相模原市中央区田名 7691 番地 1

(職員の構成、人員及び職務の内容)

(令和6年4月1日現在)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務職員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名 (常勤兼務職員2名)
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調査、居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 介護支援専門員 2名 (常勤兼務職員2名)
- (4) 看護職員 6名 (常勤兼務職員4名 非常勤兼務職員2名)
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握す

るとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (5) 介護職員 56名(常勤兼務職員50名 非常勤兼務職員6名)
(うち短期入所生活介護 常勤兼務職員9名)

介護職員は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し利用者に対し、適切な介助を行う。

- (6) 栄養士 2名(常勤兼務職員2名)

栄養士は、利用者の身体の状況、栄養状態、利用状況に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上、必要な指導を行う。

- (7) 調理員 0名(委託職員10名)

- (8) 事務員 4名(常勤兼務職員3名 非常勤兼務職員1名)

- (9) 機能訓練指導員 1名(常勤職員)

- (10) 嘱託医師 1名(非常勤兼務職員)

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年、休日なし。
(2) 営業時間 24時間営業

(利用定員)

第7条 1日に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを提供する定員は特養併設型10名とする。ただし、併設する特養に空床ができた場合は、その空床を短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスとして提供できるものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助

利用者個々人の日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ・食事の介助
- ・排泄の介助
- ・移動の介助
- ・入浴の介助
- ・着脱衣の介助
- ・就寝の介助
- ・養護(休養)
- ・その他必要な身体の介護

- (2) 健康状態の確認

- (3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。

- ・日常生活動作に関する訓練
- ・レクリエーション
- ・グループワーク
- ・イベントサービス(行事的活動)
- ・クラブ活動(趣味活動)

- (4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用

車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。送迎サービスの通常の実施区域は相模原市内とする。

(5) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ・日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- ・福祉用具の利用法の相談、助言
- ・住宅改修に関する情報提供
- ・その他の必要な相談、助言

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成等)

第9条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画書の作成等については次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
- (2) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- (3) 利用者に対し、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料)

第10条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料については、次のとおりとする。

- (1) 本事業所が提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。その他、生活介護の中で、利用者負担が適当と認められるものは、実費相当額の支払を受けるものとする。【別紙1】「日常生活費について」参照
- (2) 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- (3) 利用者の支払いは、現金又は銀行口座振込により指定期日までに行う。

(通常事業の実施地域)

第11条 通常の実施区域は神奈川県内全域とする。

但し、送迎サービスについては、第8条4項のとおりとする。

(利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、利用に当たって、次の事項を守るものとする。

- (1) 特別養護老人ホーム 縁 JOY と「短期入所生活介護契約書」及び「介護予防短期入所生活介護契約書」を必ず取り交わす。
- (2) 「契約」に違反した場合は、「契約」は解除され、利用を中止する。
- (3) 「契約」に無い事項が生じた時は、特別養護老人ホーム 縁 JOY と利用者または身元保証人が誠意を持って協議し、対応する。

(サービスの提供記録の記載)

第 13 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持・個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者またはその家族（以下「利用者等」という。）の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に従い、次のとおり取り扱う。

- (1) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らす事のないよう、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身の情報を含む個人情報を提供できるものとします。
 - 一 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - 二 利用者が体調等を崩しまたは怪我などで病院へ行ったときで、医師・看護師などに説明をする場合
- (3) 利用者は、前項の内容の個人情報の使用を了承するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束その他の行動制限)

第 16 条 身体拘束については、次の通りとする。

- (1) 従業者は、ご利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者に対して隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法によりご利用者の行動を制限しないものとする。
- (2) 施設がご利用者に対し、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法によりご利用者の行動を緊急やむを得ず制限する場合は、事前にご利用者及び身元保証人に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について説明をし同意を得た上で、介護記録にその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(苦情処理)

第 17 条 提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係

の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じる。

（衛生管理）

第 18 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応方法）

第 19 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第 20 条 事故発生時の対応については、次のとおりとする。

- （1）事業所は、利用者に対する施設サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- （2）事業所は、事故及び事故に際してとった措置について記録する。
- （3）事業所は、利用者に対する施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をすみやかにこなう。

（非常災害対策）

第 21 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し災害時には、避難等の指揮をとる。さらに、非常災害に備えた避難訓練を定期的に行う。

（暴力団等排除に係る基準）

第 22 条 事業者は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の契約を解除することができる。

- （1）契約者が相模原市暴力団排除条例（平成 23 年相模原市条例第 31 号。以下本条及び第 15 条において、「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員当（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、または、法人等（法人または団体をいう。）である場合には、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- （2）事業者は、契約の履行に当たって、条例第 2 条第 2 号に定める暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた時は、遅滞なく所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- （3）事業者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた時は、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（従業者の研修について）

第 23 条 従業者等の資質の向上を図るため、必要な研修を行っていく。

- （1）新任研修 採用後 1～3 ヶ月以内
- （2）現任研修 年 1 回以上

附 則

- 1 この規程は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日改定
- 3 平成21年6月1日改定
- 4 平成21年10月1日改定
- 5 平成22年4月1日改定
- 6 平成22年10月1日改定
- 7 平成23年1月1日改定
- 8 平成25年4月1日改定
- 9 平成26年3月1日改定
- 10 平成26年3月11日改定
- 11 平成29年9月30日改定
- 12 令和元年10月1日改定
- 13 令和5年4月1日改定
- 14 令和6年4月1日改定